令和８年（フ）第４６６５号
大阪府寝屋川市清水町20番５－２号
債務者　片山　恭佑
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　知己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午後１時50分
5　免責意見申述期間　令和９年１月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４４号
埼玉県羽生市大字須影576番地３
債務者　髙鳥　圭一
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前11時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和８年（フ）第２２８６号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目２番地１　押草団地406棟101号
債務者　伊藤　彩子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　匡崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０４２号
堺市中区深井北町117番地３　Ｅ・Ｔｏｎｅハイツ406号
債務者　崩宗真由美
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　修大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　令和９年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１４５３号
千葉県八千代市八千代台西７丁目１番地29　Ｔｏｍ’ｓＴｒｕｓｔ１－202号室
債務者　土田　里奈
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月29日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和９年１月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１８号
岐阜県大垣市本今１丁目109番地　ビーライン本今　205、前住所岐阜県大垣市直江町165番地　クレストール直江165　Ａ202
債務者　名本　国一
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大倉　範子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和９年１月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第３７６号
岐阜県各務原市鵜沼羽場町３丁目237番地３（ウィング・フィールド　101）
債務者　安藤　美玲
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　雅雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和９年２月９日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１１６９号
千葉市花見川区幕張町５丁目186番地６　サポートヴィラ幕張町
債務者　尾崎　弥生
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２３８号
千葉市中央区港町13番１－206号
債務者　上條　大志
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２５７号
千葉市花見川区検見川町３丁目303番地25
債務者　小島　有理
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２８２号
千葉市稲毛区あやめ台３番５棟306号
債務者　川名　利夫
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３１１号
千葉県八千代市大和田新田1036番地２　ベルウッド壱番館303号
債務者　高橋　照美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３９６号
千葉市花見川区幕張町３丁目1095番地14　フローラ幕張101号
債務者　太田　裕二
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４１３号
千葉県市川市大野町４丁目2863番地１（シュロスＹＫ203号）
債務者　豊泉　和夫
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４４０号
千葉市花見川区さつきが丘２丁目10番12棟406号
債務者　中澤　亘弘
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４６５号
千葉市緑区誉田町１丁目956番地２　アメージングエステート217号
債務者　池田　　啓
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４７５号
千葉市中央区弁天１丁目34番４号　牧野方
債務者　河嶋　美樹
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係